

和歌山県就職氷河期世代正規雇用促進助成金交付要綱

第1 趣旨

知事は、就職氷河期世代の安定的な雇用及び職場定着を促進するため、雇用保険法施行規則（昭和 50 年労働省令第 3 号。以下「省令」という。）第 109 条に規定する特定求職者雇用開発助成金のうち同第 110 条第 1 項に規定する就職氷河期世代安定雇用実現コース助成金（以下「氷河期コース助成金」という。）を活用して就職氷河期世代の安定した職業に就いていない者（県内の事業所に勤務する者を除く。）を正規雇用労働者として新たに雇入れ、かつ、1 年以上にわたり継続して雇用する県内事業主に対し、予算の範囲内で助成金を交付するものとし、その交付に関しては、和歌山県補助金等交付規則（昭和 62 年和歌山県規則第 28 号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところによる。

第2 定義

1 事業主

この要綱において「事業主」とは、事業の経営の主体である個人又は法人若しくは法人格のない団体であって、雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 5 条第 1 項に規定する適用事業を行うものをいう。

2 県内事業主

この要綱において「県内事業主」とは、県内に本店又は主たる事業所を有する事業主をいう。

3 紹介機関

この要綱において「紹介機関」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 公共職業安定所
- (2) 地方運輸局（運輸監理部並びに厚生労働大臣が国土交通大臣に協議して指定する運輸支局及び地方運輸局、運輸監理部又は運輸支局の事務所を含む。）
- (3) 職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号）第 4 条第 8 項に規定する特定地方公共団体若しくは同条第 9 項に規定する職業紹介事業者又は船員職業安定法（昭和 23 年法律第 130 号）第 6 条第 4 項に規定する無料船員職業紹介事業者（氷河期コース助成金の支給に関し厚生労働省職業安定局長（以下「職業安定局長」という。）が定める条件に同意し、職業安定局長が定める標識を事務所の見やすい場所に掲示しているものに限る。）

4 就職氷河期世代

この要綱において「就職氷河期世代」とは、35 歳以上 55 歳未満の者をいう。

5 安定した職業

この要綱において「安定した職業」とは、期間の定めのない労働契約であって、1 週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用される通常の労働者の 1 週間の所定労働時間と同じであるものをいう。

6 正規雇用労働者

この要綱において「正規雇用労働者」とは、次のいずれにも該当する労働者をいう。

- (1) 期間の定めのない労働契約を締結している労働者であること。
- (2) 所定労働時間が同一の事業主に雇用される通常の労働者の所定労働時間（週30時間以上）と同じ労働者であること。
- (3) 同一の事業主に雇用される通常の労働者に適用される就業規則等に規定する賃金の算定方法及び支給形態、賞与、退職金、休日、定期的な昇給や昇格の有無等の労働条件について長期雇用を前提とした待遇が適用されている労働者であること。

7 中小企業事業主

この要綱において「中小企業事業主」とは、その資本金の額若しくは出資の総額（以下「資本金等の額」という。）が3億円（小売業（飲食店を含む。以下同じ。）又はサービス業を主たる事業とする事業主については5,000万円、卸売業を主たる事業とする事業主については1億円）を超えない事業主又はその常時雇用する労働者の数が300人（小売業を主たる事業とする事業主については50人、卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業主については100人）を常態として超えない事業主をいう。

なお、小売業、サービス業、卸売業及びその他の業種の区分は、別表に定めるところによる。

第3 交付対象事業主及び交付金額等

1 交付対象事業主

助成金の交付の対象となる事業主（以下「交付対象事業主」という。）は、次の（1）から（3）までのいずれにも該当する県内事業主とする。

- (1) 次のアからオまでのいずれにも該当する求職者を、紹介機関の紹介により、令和2年4月1日以後の日に正規雇用労働者として新たに雇い入れた事業主であること。

ア 雇入れの日において、就職氷河期世代に該当する者

イ 雇入れの日の前日から起算して過去5年間に正規雇用労働者として雇用された期間を通算した期間が1年以下であり、かつ雇入れの日の前日から起算して過去1年間に正規雇用労働者として雇用されたことがない者

ウ 紹介機関による紹介の日（以下「紹介日」という。）において、安定した職業に就いていない者であって、紹介機関において個別支援等の就労に向けた支援を受けている者

エ 紹介日において、県内の事業所に勤務する者でない者

オ 正規雇用労働者として雇用されることを希望する者

(2) (1)の雇入れの日から起算して1年以上にわたりその対象者（以下「対象労働者」という。）を継続して雇用し、かつ、規則第4条に規定する交付の申請の日において対象労働者を現に雇用している事業主であること。

(3) (1)の雇入れにより氷河期コース助成金の支給要件に該当し、和歌山労働局長から氷河期コース助成金の第1期及び第2期のそれぞれにつき満額（中小企業事業主にあつては30万円、中小企業事業主以外の事業主にあつては25万円）の支給決定を受けた事業主であること。

2 交付金額

交付対象事業主に交付する助成金の額（以下「交付金額」という。）は、次表の左欄に掲げる事業主の区分ごとにそれぞれ右欄に定める額とする。

事業主の区分	交付金額
中小企業事業主	40万円
中小企業事業主以外の事業主	30万円

3 交付回数等

助成金の交付は、一の事業主につき1回限りとし、その金額は雇い入れた対象労働者の数にかかわらず2に定める額とする。

第4 交付申請の添付書類の様式等

助成金の交付申請は、規則別記第1号様式による交付申請書に次に掲げる書類を添え、所定の期限までに知事に提出することによって行うものとする。

書類	様式	提出部数	提出期限
和歌山県就職氷河期世代正規雇用促進助成金雇用実績報告書	別記様式	1部	知事が別に定める。
氷河期コース助成金に係る第1期及び第2期支給決定通知書の写し		各1部	
氷河期コース助成金に係る第1期及び第2期支給申請書（和歌山労働局管内の公共職業安定所の受付印があるもの。なお、添付書類一式を含む。）の写し		各1式	
その他知事が必要と認めるもの	知事が別に定める。	各1式	

第5 助成金の実績報告及び額の確定

1 実績報告

助成金の実績報告は、規則第13条の規定にかかわらず、規則第4条の規定による補助金等の交付申請によって報告されたものとみなす。

2 額の確定

助成金の額の確定は、規則第14条の規定にかかわらず、規則第5条の規定による補助金等の交付決定をもって確定したものとみなす。

第6 交付決定の取消し等

1 氷河期コース助成金の支給決定の取消し等に関する報告等

助成金の交付決定を受けた事業主は、次のいずれかの事由が生じたときは、速やかに知事に報告するものとする。

- (1) 和歌山労働局長から氷河期コース助成金の支給決定の取消しを受けたとき。
- (2) 和歌山労働局長から氷河期コース助成金の返還を求められたとき。

2 交付決定の取消し及び返還命令

知事は、助成金の交付決定を受けた事業主が次のいずれかに該当するときは、当該交付決定を取り消すとともに、既に交付した助成金があるときは、規則第18条の規定により期限を定めてその全部又は一部の返還を命ずるものとする。

- (1) 和歌山労働局長から氷河期コース助成金の支給決定の取消し又は返還命令を受けたとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。
- (3) 交付申請の日において第3の1に定める交付対象事業主の要件を満たしていなかったことが判明したとき。

第7 助成金の経理等

助成金の交付を受けた事業主は、助成金に係る収支の状況に関する帳簿及び関係書類をその交付を受けた日の属する年度の終了後5年間保管しなければならない。

第8 その他

この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行し、令和2年4月1日以後に雇い入れた対象労働者に係る助成金の交付について適用する。

別表（第2の7関係）

業種	日本標準産業分類（平成25年10月30日付け総務省告示第405号）における該当分類項目
小売業	大分類I（卸売業、小売業）のうち 中分類56（各種商品小売業） 中分類57（織物・衣服・身の回り品小売業） 中分類58（飲食料品小売業） 中分類59（機械器具小売業） 中分類60（その他の小売業） 中分類61（無店舗小売業） 大分類M（宿泊業、飲食サービス業）のうち 中分類76（飲食店） 中分類77（持ち帰り・配達飲食サービス業）
サービス業	大分類G（情報通信業）のうち 中分類38（放送業） 中分類39（情報サービス業） 小分類411（映像情報制作・配給業） 小分類412（音声情報制作業） 小分類415（広告制作業） 小分類416（映像・音声・文字情報制作に付帯するサービス業） 大分類K（不動産業、物品賃貸業）のうち 小分類693（駐車場業） 中分類70（物品賃貸業） 大分類L（学術研究、専門・技術サービス業） 大分類M（宿泊業、飲食サービス業）のうち 中分類75（宿泊業） 大分類N（生活関連サービス業、娯楽業） ただし、小分類791（旅行業）は除く。 大分類O（教育、学習支援業）（中分類81, 82） 大分類P（医療、福祉）（中分類83～85） 大分類Q（複合サービス事業）（中分類86, 87） 大分類R（サービス業〈他に分類されないもの〉）（中分類88～96）
卸売業	大分類I（卸売業、小売業）のうち 中分類50（各種商品卸売業） 中分類51（繊維・衣服等卸売業） 中分類52（飲食料品卸売業） 中分類53（建築材料、鉱物・金属材料等卸売業） 中分類54（機械器具卸売業） 中分類55（その他の卸売業）
その他の業種	上記以外のすべて

和歌山県知事 様

申請者 [住所
氏名又は名称

和歌山県就職氷河期世代正規雇用促進助成金 雇用実績報告書

1 申請事業主の概要

事業主の企業規模 及び交付金額	<input type="checkbox"/> 中小企業事業主 40万円 <input type="checkbox"/> 中小企業事業主以外の事業主 30万円		
業種（主たる事業）	<input type="checkbox"/> 小売業（飲食店を含む。） <input type="checkbox"/> サービス業 <input type="checkbox"/> 卸売業 <input type="checkbox"/> その他の業種		
常用雇用する 労働者の数	人	資本金の額又は 出資の総額	円
本助成金の受給歴	(過去に本助成金の受給歴がないことを確認の上、□に✓を記入してください。) <input type="checkbox"/> 過去に要綱に基づく助成金の交付を受けたことがない。		
申請に関する当該 事業所の担当者	所 属		
	ふりがな		
	氏 名		
	電 話 番 号		
	ファクシミリ 番 号		
	電子メール アドレス		

2 対象労働者の雇入れ及び就労状況等

対象労働者	ふりがな	
	氏名	
	住所	
正規雇用労働者としての雇入れ日		年 月 日
労働条件 (対象労働者の労働条件が、 <u>雇入れの日から申請の日まで継続して</u> 、右の各項目に該当するか確認の上、該当する場合は□に✓を記入してください。)		<input type="checkbox"/> 期間の定めのない労働契約を締結している労働者である。 <input type="checkbox"/> 所定労働時間が同一の事業主に雇用される通常の労働者の労働時間（週 30 時間以上）と同じ労働者である。 <input type="checkbox"/> 同一の事業主に雇用される通常の労働者に適用される就業規則等に規定する賃金の算定方法及び支給形態、賞与、退職金、休日、定期的な昇給や昇格の有無等の労働条件について長期雇用を前提とした待遇が適用されている労働者である。
雇入れ時の 配属先等	配属事業所名	
	所在地	
	連絡先 (電話番号等)	
	所属部署・役職	
	担当業務	
申請時の 配属先等 (雇入れ時と同じである場合は記入不要です。)	配属事業所名	
	所在地	
	連絡先 (電話番号等)	
	所属部署・役職	
	担当業務	

3 紹介機関による紹介日における対象労働者の県内事業所への勤務状況

<p>対象労働者の紹介機関</p> <p>(該当する紹介機関を✓で選択の上、紹介機関の名称等を記入してください。)</p>	<input type="checkbox"/> 公共職業安定所 <input type="checkbox"/> 地方運輸局等 <input type="checkbox"/> 無料の職業紹介事業を行う地方公共団体 <input type="checkbox"/> 有料・無料職業紹介事業者等	(記入欄) 紹介機関の名称等
<p>紹介機関による紹介日</p>	<p>年 月 日</p>	
<p>紹介日における対象労働者の県内事業所への勤務状況</p> <p>(紹介日において、対象労働者が和歌山県内の事業所に勤務していなかったことを確認の上、✓を記入してください。)</p>	<input type="checkbox"/> 紹介日において、対象労働者は和歌山県内の事業所に勤務していなかった。	

4 特定求職者雇用開発助成金（就職氷河期世代安定雇用実現コース）の受給状況

<p>第1期</p>	<p>申請日</p>	<p>年 月 日</p>
	<p>申請受付日</p>	<p>年 月 日</p>
	<p>支給決定日</p>	<p>年 月 日</p>
	<p>支給決定額</p>	<p>円</p>
<p>第2期</p>	<p>申請日</p>	<p>年 月 日</p>
	<p>申請受付日</p>	<p>年 月 日</p>
	<p>支給決定日</p>	<p>年 月 日</p>
	<p>支給決定額</p>	<p>円</p>